

平成28年度事業報告書

自：平成28年4月1日

至：平成29年3月31日

平成28年度の日本経済は、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていますが、民間設備投資は所得・収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっています。不動産業界では首都圏の不動産流通市場において中古・新築住宅ともに2年連続で成約件数が昨年を上回り過去最高を記録するなど、明るい兆しが見られますが、賃貸市場では供給過剰等の要因による空室率上昇も見られ、全体としてはやや先行き不透明な状況と考えられます。一方、国外では英国のEU離脱決定や、米国のトランプ政権発足、国内では既存住宅インスペクション情報提供制度と弁済業務保証金制度及び営業保証金制度による弁済の対象者からの宅建業者除外を定める宅地建物取引業法改正の成立、民泊新法の閣議決定等、目が離せない出来事が多くありました。また、昨年4月の熊本地震をはじめ災害が多発し、防災の重要性を意識させられました。

かかる状況のもと、平成28年度も公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）は、公益法人の使命となる公益事業として「宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業」、「宅地建物の流通円滑化を図る人材育成事業」を柱に、宅地建物取引にかかる不動産取引相談の実施、レイズなど宅地建物取引にかかる情報公開サイトへの協力、都民公開セミナーを兼ねた法定研修会の開催、ホームページや広報誌による情報提供、違反屋外広告物防止への協力、宅建士資格更新時の法定講習や宅建士資格試験事務など信頼と安心のハトマークを掲げる本会事業の過半を占める重要事業を着実に実施しました。また、コンプライアンス体制の強化・充実を引き続き図り、新たにソーシャルメディアガイドラインの策定に取り組みました。そして、これら事業を支える強固な組織と財務基盤確立のため、昨年6月から新宿に「開業支援センター」を設置したことを皮切りに、新たな会員の獲得に力を入れ、収入の確保を図ると同時に不要不急の事業経費の削減を進め財務体質の強化に取り組みました。

また、平成29年度税制改正大綱では粘り強い要望活動の結果、住宅用家屋や土地の所有権移転等に係る登録免許税の軽減措置の延長、中古住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長といった住宅関連税制や、企業の設備投資や土地有効利用促進に効果のある事業用資産の買換え特例の延長など、重点的に要望した事項について概ね認められました。

なお、官公庁の付属機関等への役員派遣につきましては、東京都住宅政策審議会など様々な審議会等に参画し、さらに、区市町村の同様の審議会等にも役員を派遣し、地域のまちづくりの一端を担当しています。

I. 宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業（公Ⅰ）

1. 宅地建物取引にかかる不動産取引相談の実施（消費者保護推進委員会）

(1) 不動産相談所の設置及び運営

消費者の不動産取引にかかる相談に応じるため、不動産相談所を延べ233日開設するとともに、7,922件の相談業務を実施しました。

また、毎月第一、第三水曜日を弁護士による「法律相談日」とし、専門家による相談窓口を設け、相談業務の一層の充実を図りました。

（資料1参照）

なお、「支部常設相談所」開設状況は、資料のとおりです。

（資料2参照）

(2) 適正取引推進のための実務相談窓口110番の設置及び運営

会員からの不動産取引にかかる相談並びに本会業務等の相談に関し、3,582件の相談業務を実施しました。

(3) 関係官庁及び諸団体等の要請に基づく委員・相談員の派遣

支部より区並びに市へ相談員を派遣しました。

(4) 相談業務向上のための相談員研修の実施

相談業務に関する資料の収集を行うとともに、研修会を2回開催しました。

また、相談対応に関する研鑽資料として相談員マニュアル第2版を作成し、消費者保護推進委員長、支部行政窓口派遣相談員等へ配布しました。

(5) 無料不動産相談会の実施

本年度も、本部主催事業として各ブロック（支部）において無料の不動産相談会を実施し、不動産の取引・法律・税務等の相談業務を行うとともに、献血運動を実施しました。

（資料3参照）

2. 宅地建物取引にかかる都民公開セミナーの開催及び運営（研修委員会）

(1) 本部主催研修会の開催及び運営

公益事業の一環として、本部主催研修会を一般都民に開放し、「都民公開セミナー」として開催しました。

（公Ⅱ. 2. (1) 本部主催研修会の開催の項目参照）

(2) 支部別研修会の開催及び運営

支部（支部間合同）主催研修会においても、行政広報や支部ホームページなどの告知により、一般都民（区民・市民等）に開放し、公開セミナーを開催しました。

3. 宅地建物取引にかかる情報公開機構の研究及び推進（情報委員会）

(1) 東京都不動産協同組合との情報関連事業に関する連携

(2) 公益財団法人東日本不動産流通機構への協力

東日本レインズによる業者間取引用の物件情報を「ハトマーク東京不動産」「ハトマークサイト」などを通じて東日本レインズに公開をしました。

（資料4参照）

(3) 全宅連サイト（ハトマークサイト）への協力

全宅連サイト（ハトマークサイト）を通じて、業界4団体の不動産統合サイト（不動産ジャパン）に本会会員の消費者公開用の物件情報を提供しました。

なお、昨年12月より全宅連サイト（ハトマークサイト）の東京版トップページのデザイン等をリニューアルしました。

（資料5参照）

(4) 情報提供関連研修会の開催

支部情報委員会において、不動産流通業界の動向や情報分野への対策といった業界の近代化を目的とした「情報提供関連研修会」を精力的に開催しました。

4. 宅地建物取引に関する調査研究（情報委員会）

(1) 東京都「地価調査」の実施

平成29年3月1日を基点とした東京都行政区別の地価調査を全支部の情報委員会の協力で実施しました。

なお、平成28年度は各行政区別の最高地点価格のみの調査となっております。※行政区別の最高地点価格一覧表につきましては、本会ホームページの会員専用ページに掲載しております。

5. 宅地建物取引に関する出版物の刊行（情報委員会）

(1) 広報誌「宅建」の発行

広報誌「宅建」（昭和42年12月2日第三種郵便認可）を年4回、発行す

ると共に、消費者向け広報誌「TAKKEN」を年2回発行し、無料不動産相談会、図書館等で配布しました。

(2) 不動産業全般にかかる実務小冊子等の制作・出版

不動産業全般にかかわる調査研究事業として、実務小冊子「実務本位不動産取引に活かす建物知識～知っておきたいインスペクション」(監修：匠プランニングサポート 溝渕 匠氏)を制作し全会員へ配布しました。

6. 宅地建物取引にかかる紛争の防止(社会貢献委員会)

(1) 業法等違反防止に係る関係団体等との連絡会の開催

平成28年10月14日、本会の社会貢献委員会正副委員長並びに公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の専務理事並びに事務局長と公益社団法人全日本不動産協会東京都本部の自主規制委員会正副委員長との合同による違反屋外広告物に関する意見交換会を開催しました。

(2) 違反屋外広告物の防止対策及び東京都実施「共同除却」への参加協力

①平成28年9月から10月末の期間中、都内10区13市24ヶ所(内5ヶ所で天候不良により中止)で実施された「違反屋外広告物共同除却活動」に参加協力しました。

また、本年度も「東京マラソン2017(平成29年2月26日)」実施に伴い、コース沿道における捨て看板等の共同除却への参加要請があり、これに協力致しました。

②広報誌「宅建」に上記共同除却の実施結果を掲載し会員宛てに周知を行いました。

③東京都実施の「違反屋外広告物共同除却活動」と趣旨を同じくして、各市区町村、警察署等において実施している共同除却作業にも各支部が独自に協力しました。

(3) 違反不動産屋外広告実態調査の実施

平成28年9月から11月中旬までの期間中、電柱ビラ、立て看板等の違反屋外広告物の写真撮影及び調査を行い、173件の報告がありました。

(4) 会員事務所点検調査及び是正指導の実施

平成28年9月の1ヶ月間において、会員の事業所等について立ち入り点検調査と併せて指導を実施しました。その結果451件の調査報告がありました。

(5) 業法等違反会員への団体指導の実施

宅建業法、不動産の表示に関する公正競争規約に違反し、処分を受けた会員 29 社を対象に団体指導を行いました。

(6) 新入会員への不動産の公正競争規約及び公正競争規約ステッカーの配布

平成 28 年度の新規入会者に対して、公正競争規約及び公正競争規約ステッカーを無償配布しました。

(7) 本部委員向け研修会の開催

本部委員等を対象に公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会から講師を招き「公正競争規約指導員養成講座」を実施し、不動産広告の表示規約に関する知識の習得に努めました。

また各支部においても不動産広告の公正競争規約に関するテーマの研修会を開催し、一般受講者も含め延べ 1,712 名の受講者がありました。

(8) 会員間の紛争調停

本年度、会員間において発生した宅地建物取引に関する紛争調停の申立てはありませんでした。

(9) 懲罰審査の内容調査及び申請

本年度、懲罰申請はありませんでした。

7. 宅地建物取引にかかる関係官公庁及び諸団体等との連携（社会貢献委員会）

(1) 関係官公庁及び諸団体との連携・協働

① 関係官公庁との折衝及び連絡

1) 東京都並びに法定講習実施団体との折衝及び連絡

（公Ⅱ． 3． (1) 宅地建物取引士証更新のための講習会の実施の項目参照）

2) 関係官公庁の広報活動への協力

関係官公庁からの会員への依頼事項については、各支部並びに本会ホームページを通じて会員にリアルタイムに連絡・周知しました。

3) 関係官公庁との折衝及び連絡

東京都が実施する木造密集地域の解消のための「木密地域不燃化10年プロジェクト」に係る本会との協定書に基づき不動産情報等の斡旋に協力しました。

4) 国税庁等不動産情報への対応

東京国税局の依頼に基づき、会員事業所を通じて、正しい税知識「土地や建物を売ったとき」、国税電子申請・納税システム「e-Tax」に関する

るリーフレットを配布しました。

②震災被災者等支援事業の実施

1) 東京都と協定締結団体（本会・公益社団法人全日本不動産協会東京都本部・公益社団法人東京共同住宅協会・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会）において「震災時における民間賃貸住宅の一時借上げ訓練」を平成 28 年 9 月に実施しました。

2) 「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を関係都県及び当該各県宅建協会との間で締結しました。

③公共事業関係の情報提供事業

1) 東京都住宅供給公社や独立行政法人都市再生機構など、各種公共事業の斡旋依頼を本会ホームページ（会員専用）や支部を通して会員に周知しました。

2) 国土交通省関東地方整備局が実施する「東京外かく環状道路（関越～東名）事業」における代替地情報提供システムを、会員に周知し代替地の情報提供の依頼を行いました。（※尚、同システムの運用は平成 29 年 3 月末日をもって終了しました）

④関係諸団体との連携・協働

1) 関係団体の広報活動への協力

関係団体との連携の中で、効率的な広報活動を実施しました。

2) 東京都不動産協同組合との連携

（Ⅲ. 2. ハトマーク東京不動産（通称「ハトさん」）の普及促進の項目参照）

3) 公益財団法人東日本不動産流通機構との連携

（公 I. 3. (2) 公益財団法人東日本不動産流通機構への協力の項目参照）

4) 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という。）との連携

全宅連に役員を派遣すると共に、連携して国政への政策提言を行いました。

5) 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「全宅保証」という。）との連携

全宅保証に役員を派遣し、連携を図りました。

6) 公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会との連携

本会より役員を派遣し、協議会の事業活動に参画しました。

7) 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターとの連携

（公 I. 7. (2) ④宅地建物取引士資格試験の運営協力の項目参照）

8) 定期借家推進協議会への協力

定期借家推進協議会と連携して定期借家制度に関する制度の普及促進

に努めました。

9) 公益財団法人不動産流通推進センターへの協力

不動産統合サイト「不動産ジャパン」との連携を図ると共に、推進センターが開催する「登録実務講習」等に協力をしました。

10) 東京都不動産コンサルティング協議会への協力

11) 一般財団法人不動産適正取引推進機構への協力

(公Ⅰ. 7. (2) ④宅地建物取引士資格試験の運営協力の項目参照)

12) 公益社団法人日本不動産学会への協力

13) 首都圏既存住宅流通推進協議会への協力

14) 東京都行政書士会との連携

「業務提携基本協定」に基づき、連携を図りました。

15) 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会との連携

「共同事業・研究等に関する協定」に基づき、連携を図りました。

16) 東京宅建倶楽部との連携・協働

東京宅建倶楽部の行事等に参加し、連携を図りました。

(2) 関係官公庁及び諸団体からの事業の受託

① 全宅連の事務の受託

全宅連の委託に基づき、全宅連主催の通信講座「不動産キャリアパーソン」について、受講申込受付及び普及活動を行いました。

② 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会東京本部への職員の出向

出向契約に基づき、6名の職員の出向を行いました。

③ 東京都の宅地建物取引士証交付等の事務の受託

(公Ⅱ. 3. (2) 宅地建物取引士証交付に係る諸事務の実施の項目参照)

④ 宅地建物取引士資格試験の運営協力 (宅建試験対策特別委員会)

(公Ⅱ. 4. 宅地建物取引士資格試験事務の実施の項目参照)

⑤ 東京都不動産協同組合への職員の出向

出向契約に基づき、8名の職員の出向を行いました。

⑥ 全宅連東日本地区指定流通機構協議会の事務の受託

本会より役職員を派遣して、協議会の運営を行うと共に東日本レイنزの運営に参画し、事業運営に関わる基本課題の検討等を行いました。

⑦ 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 (以下、「全宅管理」という。) 東京支部の事務の受託

本会より役員を派遣し、全宅管理の行う事業を円滑に推進することに協力しました。

8. 宅地建物取引にかかる国政等の健全な運営の確保に資するための建議献策

全宅連と連携して国政への政策提言を実施しました。また、本部・支部と連携してリアルタイムな都区市町村行政への政策提言を行うとともに土地住宅税制及び土地住宅政策等に関する要望活動を実施しました。

平成29年度税制改正大綱では粘り強い要望活動の結果、住宅用家屋や土地の所有権移転等に係る登録免許税の軽減措置の延長、中古住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長といった住宅関連税制や、企業の設備投資や土地有効利用促進に効果のある事業用資産の買換え特例の延長など、重点的に要望した事項について概ね認められました。

II. 宅地及び建物の流通の円滑化を図るための人材育成事業（公II）

1. 宅地建物取引業及び関連法令等の情報提供（情報委員会）

(1) 最新のICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）を活用した情報提供の研究

(2) ホームページの運営並びにリアルタイムな情報提供

ホームページの運営・管理を行いリアルタイムな情報提供に努めました。

(3) 開業支援（人材育成）セミナー及び個別相談会の実施（組織委員会）

「開業支援セミナー・個別相談会」を全6回開催し、参加申込者計209名に対して合計151名に参加頂き、新規入会者の獲得に努めました。

また、開業支援セミナー受講者へのアフターフォロー及び入会促進活動として、希望受講者の携帯電話・PCにメールマガジンを配信しました。

2. 宅地建物取引にかかる教育研修の実施（研修委員会）

(1) 本部主催研修会の開催

宅建業法第64条の6の趣旨に基づき、会員並びに取引士及び従業員を対象とした研修会を年2回開催し、公開セミナーとして一般都民へも開放しました。

第1回は、3会場で合計2,229名（うち43名が一般都民）の参加がありました。

また、第2回は、3会場で合計2,364名（うち50名が一般都民）の参加がありました。

◎第1回本部主催研修会（都民公開セミナー）

テーマ1：増える空き家の実態と不動産業者の役割

～これからの空き家の活用法を探る～

講 師：牧野 知弘 氏（オラガ総研株式会社代表取締役）

テーマ2：不動産売買トラブル事例と未然防止

～具体的な事例と対策法をわかりやすく解説～

講 師：村川 隆生 氏（一般財団法人不動産適正取引推進機構 上
席主任研究員）（7/12・21）

金子 寛司 氏（一般財団法人不動産適正取引推進機構 調
査研究部次長）（7/7）

【日 程】

- ・ 7月 7日（木） よみうりホール
- ・ 7月12日（火） オリンプスホール八王子
- ・ 7月21日（木） 新宿文化センター

（資料6参照）

◎第2回本部主催研修会（都民公開セミナー）

テーマ1：東日本大震災から学ぶ！

不動産業者・管理業者のための震災対応マニュアル

講 師：佐々木 正勝 氏（公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
会長）

テーマ2：賃貸住宅管理業者登録制度の改正について

講 師：一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 事務局

【日 程】

- ・ 11月 4日（金） よみうりホール
- ・ 11月11日（金） オリンプスホール八王子
- ・ 11月22日（火） 新宿文化センター

（資料7参照）

(2) 支部主催研修会の開催

支部研修会のテーマ及び講師の紹介などを行い、開催に協力しました。

(3) 宅建経営塾の開催

宅建経営塾は、安全・安心な不動産取引を提供し信頼を得るために実践的な知識の修得と基礎的な経営知識の修得を目的とした実務に則した研修

内容による「基礎編」・「専門編」・「応用編」の3コース構成で、それぞれ密度の濃い講義を実施しました。

28年度の受講料は、1講座（3時間）当たり2,000円（会員）/3,000円（非会員）とし、年間30回開催し、延受講者数は1,028名（会員951名/開業セミナー受講者9名/一般68名）となりました。

（資料8参照）

(4) 青年部会・レディス部会による人材の育成（総務委員会）

後継者育成のため青年部会、レディス部会の活動への支援を行いました。

3. 宅地建物取引士資格更新のための講習の実施（社会貢献委員会）

(1) 宅地建物取引士証更新のための講習会の実施

本年度は、本会主催の「宅地建物取引士法定講習会」を32回開催し、受講者数は、6,342名でした。

（資料9参照）

(2) 宅地建物取引士証交付に係る諸事務の実施

本年度本会主催の「宅地建物取引士法定講習会」を受講した東京都登録の宅地建物取引士6,101名に対し、東京都からの委託を受け宅地建物取引士証の交付を行いました。

また、本年度宅地建物取引士証への切り替え交付については、24件となりました。

4. 宅地建物取引士資格試験事務の実施（宅建試験対策特別委員会）

宅地建物取引士資格試験実施のため、11会場に従事者973名（本部長・事務主任・事務補佐・本部員・監督員）を派遣し、試験運営に協力しました。

Ⅲ. その他事業

1. 入会促進対策事業の研究・実施（組織委員会）

(1) 新規会員獲得のための施策

① 新規免許業者への勧誘活動

各支部の協力のもと、新規免許業者への積極的な勧誘活動を行いました。

② 行政書士への入会者紹介依頼の実施

行政書士への入会者紹介依頼を実施しました。併せて行政書士向けのリーフレットを作成し、東京都行政書士会の全会員に配布を依頼するなど、本会のPRに努めました。

③会員への入会者紹介依頼を実施

会員への入会者紹介依頼を東京都不動産協同組合の協力のもと実施しました。会員用リーフレットや新規入会者用のリーフレットを作成し、会員配送やホームページに掲載をしました。

④開業支援センターの設置

入会に関する問い合わせに対応するため、新宿に開業支援センターを設置し、来所・電話に対応しました。また、組織委員による個別相談を開始しました。

⑤信用金庫による「創業支援ローン」の取り扱い

協定に基づき会員限定で年1%の金利で2,500万円まで融資可能な「創業支援ローン」の取り扱いを行いました。

⑥ターゲティング広告の実施

インターネット検索サイトに広告バナー、そのリンク先となるランディングページをそれぞれ設置し、宅建業開業・入会に関心のある利用者を本会ホームページに誘導するようにしました。

⑦新聞への広告掲載

新宿開業支援センターの周知と入会促進のため、広告を4回、新聞（日本経済新聞、読売新聞）へ掲載しました。

(2) 関連団体加入促進への協力

2. ハトマーク東京不動産(通称「ハトさん」)の普及促進

東京都不動産協同組合で事業展開中の「ハトマーク東京不動産(通称「ハトさん」)の普及に関する説明会等の協力をしました。

(資料10参照)

3. 福利厚生事業(総務委員会)

(1) 賀詞交歓会の開催と運営

平成29年賀詞交歓会を1月18日(水)、新宿・京王プラザホテルにて来賓並びに会員約450名の出席のもと開催しました。

なお、席上、平成28年度各種受章者の披露も併せて行いました。

(2) 会員親睦のためのレクリエーションの開催

会員の親睦を図るため、平成28年10月5日(水)にチャリティーを兼ねた第39回ゴルフ大会をグリッサンドゴルフコース(千葉県成田市)において167名の参加者を得て開催しました。

(3) 各種協定事業の推進

会員の福利厚生事業の一環として、本会与協定を締結しているホテル・旅館、人間ドックなどの利用促進に努めました。

(4) 福利厚生事業に関する調査・研究

協定事業について、調査・研究を行いました。

(5) 共済制度の運営

会員並びにその家族、従業員を対象とした福利厚生事業として各種共済制度及び宅地建物取引士賠償責任補償制度の取扱を行いました。

(6) 社会福祉事業への協力

社会福祉事業への協力のため、「宅建愛の募金」として募金活動を実施し、2,578,213円（昨年3,202,545円）の浄財が集まりました。

4. 会館管理（総務委員会）

(1) 東京・八王子不動産会館の管理（総務委員会）

東京不動産会館、八王子不動産会館の管理事務を行いました。

5. その他

(1) 民泊制度に関する検討

民泊に関する検討会を行い、会長に検討結果を報告しました。

IV. 法人管理事務

1. 庶務事務（総務委員会）

(1) 事業計画書、事業報告書の作成

平成28年度事業報告書、平成29年度事業計画書を作成しました。

(2) 一般管理事務

① 本会諸規定の整備・研究

本会会員業者に従事経験のある開業者の本会への入会を確保するため、入会金額についての特例（正会員500,000円を300,000円とする）を平成29年度から実施するため、入会規約の変更、適用基準の制定等を行いました。

② 各支部との連携・連絡

開業支援センターを周知するとともに、入会促進に関する支部事務局の意見を聴取し、本部・支部での連携を図りました。

③会議出席役員傷害保険の取扱・管理

会議に出席する役員に対する不測の事故に対応するため、傷害保険の取扱を実施しました。

④店内掲示物の作成・配布

各種店内掲示物を作成し、支部を通じて会員へ配布しました。

⑤新規入会者に対する貸与物の作成

「会員バッチ」を作成し、新規入会者に対し、貸与しました。

⑥免許関係各種届出様式の管理

本会ホームページから免許に関する更新申請書・変更届様式等をダウンロードできるようにし、提供しました。

⑦不動産業務手帳の作成・配布

会員向けに不動産業務手帳を作成し、配布しました。

⑧年賀・暑中ポスター付カレンダーの作成・配布

年賀・暑中ポスター付カレンダーを作成し、会員へ配布しました。

⑨各種受章者への記念品の作成

賀詞交歓会において、本年度の各種受章者（5名）に対し、記念品を贈呈しました。

(資料 12 参照)

⑩感謝状等の作成

永年本会の会務運営に尽力され、逝去された方に対して、「感謝状」の贈呈を行いました。

⑪図書・資料コーナーの運営

東京不動産会館内に「図書・資料コーナー」を設け、各種図書・資料の整備を行いました。

(3) 入退会、会員情報の管理事務（組織委員会）

①入会申請者の審査

入会審査会を毎週1回開催し、迅速かつ的確な処理に努めました。

(資料 13・14 参照)

②入会者用規程集の作成

新規入会者に本会の規約を理解してもらうため、本会規程集より主要規程のみを抜粋した「規程集（抄）」を作成し、配布しました。

③ホームページへの会員情報掲載

会員の移動状況を迅速に周知するため、本会ホームページに会員情報を掲載し、随時更新を行いました。

④免許更新期限の通知

免許更新が必要な会員に対し、ハガキによる通知を行いました。

⑤入会案内パンフレットの作成

入会案内を作成し、新規入会申請者に配布し、また、本会PRのため、東京都の免許窓口に常備と配布を依頼しました。

⑥東京都免許窓口における本会PR

本会PRのため、東京都の免許窓口に公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会編集の小冊子「あなたの不動産・税金は」の配布を依頼しました。

(4) 広報・渉外活動

「ハトマーク」認知向上、不動産相談所の周知、会員事務所への来店促進、不動産業開業者に向けての本会への加入促進を目的として、開業支援センターの周知、WEバスのパートラッピング、地下鉄大江戸線都庁前駅等の看板、東京メトロ飯田橋駅ホーム案内板掲載を通してPR展開を実施しました。

また、公益財団法人東京都少年サッカー協会主催「ハトマークフェアプレーカップ」（東京都4年生サッカー大会）、に協賛しました。

また、宅建建物取引業法などの関連法令の改正動向を把握し、その情報を広報誌「宅建」やホームページに掲載しました。

(5) 会員の懲罰審査の裁定

本年度、会員の懲罰審査の裁定についてはありませんでした。

2. 経理事務(財務委員会)

(1) 本部支部経理事務

① 予算、決算の作成

平成28年度決算書、平成29年度予算書を作成しました。

② 予算の執行管理

各予算の執行管理を行いました。

③ 資金管理及び固定資産管理

現金預金等の資金の管理及び固定資産の管理を行いました。

(2) 公益法人会計基準への対応

① 会計処理の研究及び研修会開催

会計科目および会計処理の標準化と徹底を図り、東京都立入検査による会計処理方法等の変更について、支部事務局へ文書での周知を図るとともに、予算書・決算書等の書式について検討を行いました。

また、財務委員会開催時に合わせて、担当役員の研修を行いました。

②支部会計実務の指導・支援

公益法人会計基準に基づき、各支部の会計処理の統一を図るべく、会計ソフト処理におけるソフト会社の支援体制を整えるとともに、平成28年度中の予算執行および会計処理について各支部からの問合せへの対応と、顧問税理士による確認を行いました。

3. コンプライアンス体制の強化・充実（コンプライアンス特別委員会）

(1) コンプライアンス研修の実施

コンプライアンスオフィサーを対象に研修会を実施しました。

(2) ソーシャルメディアガイドラインの研究

ソーシャルメディアガイドライン利用時における基本的な考え方や留意点をしたためるべくガイドラインの内容を研究しました。

以上